

平成31年度 埼玉県サービス管理責任者等基礎研修 実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、サービス管理責任者等と呼ぶ)の養成を図ることを目的とします。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご留意ください。

2 実施主体

埼玉県

ただし、有限会社 プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 受講対象者

平成31年度末(2020年3月末)までに、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所及び児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援で、サービス管理責任者等として配置される予定の方であって、次に掲げる区分に応じた実務経験を有する者(平成31年(2019年)3月31日時点での実務経験年数)

業務	サービス管理責任者 実務経験年数	児童発達支援管理責任者 実務経験年数
相談支援業務	3年	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	5年	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年	3年
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	3年	1年

埼玉県は、サービス管理責任者については、特区制度が適用されるため、一部実務経験年数が一部短縮されます。

詳細は、別紙「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」をご確認ください。

※ 埼玉県外の事業所にお勤め及びその予定の方の申し込みは受け付けておりません。

※ ご提出していただいた実務経験経歴書等で上記の要件を満たしていないと判断した場合、研修をお断りする場合があります。

4 研修内容・日程等

(1) 研修内容

「サービス管理責任者等基礎研修」標準カリキュラムに基づき実施する。

(2) 研修日程（4日間）

○サービス管理責任者等基礎研修 共通講義（2日間）

相談支援従事者初任者研修講義部分2日間と合同研修となります。

※ 平成30年度までに相談支援従事者初任者研修を受講された方は、共通講義が免除となります。ただし、当年度においては、共通講義のカリキュラムが新しくなり、共通講義を再受講することが望ましいので、再受講することも可能です。

内容	研修日	研修会場
共通1日目	平成31年6月6日（木）	さいたま市民会館おおみや （さいたま市大宮区下町3丁目47-8）
共通2日目	平成31年6月7日（金）	

○サービス管理責任者等研修基礎研修 2日間

講義（1日間）＋演習（1日間）の研修となります。

講義（1日）

内容	研修日	研修会場
講義	平成31年8月下旬（予定）	研修会場は受講決定時お知らせします

演習（1日）

日程 A～L日程（9月～2月）ごとにそれぞれ次のように実施する予定

日 程	開催時期	研修会場
A日程	9月初旬	研修会場については、 受講決定者に8月中旬 頃にお知らせします。
B日程	9月下旬	
C日程	10月初旬	
D日程	10月下旬	
E日程	11月初旬	
F日程	11月下旬	
G日程	12月初旬	
H日程	12月下旬	
I日程	1月中旬	
J日程	1月下旬	
K日程	2月初旬	
L日程	2月下旬	

5 受講費用

全日程 4日間 8,000円（研修資料代等）
共通講義免除の場合 2日間 4,000円（研修資料代等）

※ 受講費用は、受講決定通知に同封する振込払込書にてお支払いいただきます。振込払込書のコピーを同封する「受講証」に貼り付けし、研修初日にご提出ください。

詳しいお支払い方法につきましては、受講決定通知に同封します。

※ 研修会場までの交通費、昼食代及び実習課題の作成・提出・配布等にかかる費用（コピー代や郵送代等）は受講者の自己負担となります。

6 修了証書の交付等

ア 研修修了者に対して、埼玉県の修了証書を交付します。

イ 研修修了者については、埼玉県が名簿を管理します。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご注意ください。

※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

7 応募要領

(1) 申込方法 1 電子申請と 2 申込書類送付の両方の

申込が必要です。下記手順にて申請ください。

1. 電子申請 下記 URL より **様式 1 号** を電子申請する

受講証には、入力された表記で名前、生年月日が記載され、書類は、入力された事業所の住所に発送しますので、正しく入力してください。

電子申請先 埼玉県

「受講申込書」(様式 1 号) の内容を下記の埼玉県ホームページから電子申請してください。(様式 1 号の郵送提出は不要です)

URL

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10825

2. 下記 **1 から 5** の申込書類を角型 2 号封筒 (24 cm×33.2 cm) で郵送する

1、チェックリスト	全てを確認後、 ✓ を記入してください。 (一人につき 1 枚作成)
2、サービス管理責任者等研修受講者推薦・申込書	法人代表者職・氏名、代表者印及び受講者の自筆のサインが必要です。
3、実務経験経歴書 様式 2 号 (A 4 1 枚)	埼玉県のホームページからダウンロード 必要事項を記載し、現在所属する事業所から証明を受けてください。
4、相談支援従事者初任者研修等の修了証書の写し	共通講義免除 該当者のみ
5、140 円切手を貼った 返信用封筒 2 枚 *受講者ごとに返送しますので、2 名以上申し込む場合、 <u>一人につき 2 枚ずつ</u> 必要です。	大きさ：角型 2 号 24 cm×33.2 cm (A4 の紙を折らずに封入できるもの) 封筒の表に、事業所の住所、事業所名及び受講希望者名を明記してください。

郵送先 〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-88 逸見ビル 1 階

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて

*「サービス管理責任者等基礎研修書類在中」と朱書きしてください。

(2) 応募期限

電子申請：平成31年5月13日(月)までに入力

郵送：平成31年5月13日(月) 当日消印有効

(3) 受講決定通知

受講決定通知は、平成31年5月23日(木)に勤務先事業所宛郵便で発送いたします。

受講者は、同封する振込用紙にて平成31年5月31日(金)までに受講費用を振り込んでください。

(4) 演習日程の連絡

演習の日程、会場、課題については、8月中旬頃に勤務先事業所あてに郵送いたします。

8 申し込み上の注意

(1) 申込書類について

提出された書類等に虚偽の申告が認められた場合には、受講を取り消します。

電子申請及び郵送による申込みの両方が必要です。一方のみでは、書類不備とみなしますので、ご注意ください。

9 受講上の注意

(1) 欠席、遅刻、早退等について

欠席、遅刻、早退等により定められた研修内容のすべてを受講できなかった場合は、原則として修了とは認められません。

(2) 進行の妨げになる発言・行動等について

研修中、進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合（居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における終始無言等）、退場していただくことがあります。この場合、修了証書は発行いたしません。

(3) 当日の天候状況について

当日の天候状況等により研修を延期させていただく場合があります。その際は、研修委託先の有限会社プログレ総合研究所ホームページに掲

載しますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

研修に関すること及び研修申し込み先

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修事業担当
〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階
電話番号：048-640-4401 ※通常連絡先
 : 048-783-4152 ※臨時回線 4/19~5/13 まで
FAX番号：048-640-4408
メールアドレス：pg@omiya-fukushi.co.jp
U R L : <http://www.omiya-fukushi.co.jp>

電子申請に関すること

埼玉県福祉部障害者支援課 総務・市町村支援担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話番号：048-830-3319
FAX番号：048-830-4783